

駐車場管理規程

1 名称

星野エリア駐車場

2 駐車場管理者

- (1) 所在地 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2148
- (2) 名称 株式会社星野リゾート
- (3) 電話 050-3538-2819
- (4) 代表者 星野リゾート コミュニティゾーン総支配人室

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 利用(第7条-第12条)

第3章 駐車料金及び算定等(第13条-第15条)

第4章 引取りのない車両の措置(第16条-第19条)

第5章 保管責任及び損害賠償(第20条-第23条)

第6章 雑則(第24条-第26条)

第1章 総則

第1条 (通則)

本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程(以下「本規程」という。)による。

第2条 (契約の成立)

駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、本規程に承諾の上、駐車場を利用する。

第3条(営業時間)

駐車場の営業時間は、午前7時から午後23時までとするが、店舗の営業時間に応じて変更する。

第4条(利用の利用期間)

駐車場の1回の利用は、車両を入庫した日の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断により、これを延長することができる。

第5条(営業休止等)

管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上、営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

第6条(駐車できない車両)

駐車場において、以下の車両は駐車できない。

- (1) 積載物又は取付物を含めて全長5.5m、幅2.2m、高さ3.5mを超える車両
- (2) エアロパーツ装着車両
- (3) 低床車で地上高15cm未満の車両
- (4) 自動二輪車、原付自転車、足踏み式自転車、小型特殊自動車、サイドカー、三輪車、バギー、トライクなどと呼称される車両

第2章 利用

第7条(駐車位置の変更)

管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

第8条(駐車場内の通行)

利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は駐車場係員の指示に従うこと。

第9条(遵守事項・禁止事項)

本規程(駐車場内の通行)に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、自動車登録番号(以下「ナンバープレート」という。)を確認の上、料金の精算を行うこと。
- (2) 短時間の利用により課金されない場合、又は、割引サービス等を行なっている駐車場であっても、必ず精算機において精算行為を行なうこと。
- (3) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用したりしないこと。
- (4) 紙屑、ぼろ切れ、瓶、缶、吸殻等のごみは持ち帰り場内に破棄しないこと。
- (5) 他の利用者の駐車位置にみだりに立ち入らないこと。
- (6) 場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為、宿泊、洗車等をしないこと。
- (7) 場内において、営業時間外の駐車をしないこと。
- (8) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したりしたときは直ちに駐車場係員に届け出ること。
- (9) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗

難防止に努めること。

(10) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。

(11) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(12) 前各号に掲げるもののほかは、すべて管理者又は駐車場係員の指示に従うこと。

第 10 条（入庫拒否）

管理者は、駐車場が満車である場合、受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

(1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚したりするおそれがあるとき。

(2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けたるとき。

(3) 著しい騒音や臭気を発するとき。

(4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき。

(5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

第 11 条（出庫拒否）

管理者は、利用者が出庫する場合に所定額の金額を納付しないとき、車両の出庫を拒否することができる。

第 12 条（事故に対する措置）

管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるとき、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第 3 章 駐車料金及び算定等

第 13 条 (時間制駐車料金)

時間制駐車料金は、車両 1 台につき次の表のとおりとする。

時間区分料金の額

駐車時間 30 分以内 無料

以降 1 時間ごとに金 300 円(上限は、金 3000 円とする。)

第 14 条 (駐車時間及び精算方法)

1. 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際にナンバープレートの認識をした時刻から料金精算機による支払いが完了した時刻までの時間とする。駐車場内での修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。これにより出庫の際にナンバープレートを入庫時の撮像データと突合させ駐車料金を精算したとみなす。また、ナンバープレートが認識できない場合における車両の料金の支払いに関しては場内掲出の精算方法等に従う。なお、精算後、20 分以内に出庫しない場合、追加料金が発生する。

2. 駐車料金は、駐車場に備え付けの精算機、又は EC 決済により精算する。

第 15 条 (不正利用者に対する料金の収受)

利用者が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは、次回利用時に収受する。

第 4 章 引き取りのない車両の措置

第 16 条 (引取りの請求)

1. 利用者があらかじめ管理者への届出を行うことなく本規程に規定する営業期間を超えて車両を駐車している場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2. 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合にお

いて、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしない。

3. 前2項の請求を書面により行う場合、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4. 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両に生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

第17条（車両の調査）

管理者は、本規程に規定する（引取りの請求）において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

第18条（車両の移動）

管理者は、本規程に規定する（車両の調査）の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

第19条（車両の処分）

1. 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2. 管理者は、前項の規定により処分した場合、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場にお

いて掲示する。

3. 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還する。

第5章 保管責任及び損害賠償

第20条（保管責任）

1. 管理者は、利用者が入庫したときから出庫するときまで、車両の保管責任を負う。
2. 管理者は、駐車料金を回収して車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

第21条（車両の積載物又は取付物に関する免責）

管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

第22条（免責事由）

管理者は、以下の（1）から（11）までのいずれかの事由による損害又は駐車場内における利用者の車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損、或いは、駐車場の他の利用者若しくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両、その付属物若しくは積載物に起因して利用者が被った損害について責任を負わない。

- （1）精算時、利用者のナンバープレート確認に基づく精算間違いによる返金
- （2）車両とその積載物若しくは取付け物及び車内の金品、物品、設備等についての盗難による利用者の損害
- （3）エアロパーツを装着した車両で入庫した上、エアロパーツが駐車場内の設備に接触したことによる利用者の損害
- （4）本規程に違反した車両を駐車したことに伴う損害
- （5）本規程に違反して走行したことによる損害
- （6）その他利用者の自己過失による損害
- （7）台風・風水害・地震・火災・落雷等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害

- (8) 他の車両等に、入庫及び出庫を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により利用者が被った損害及びその他の損害
- (9) 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害
- (10) 本規程に規定する（営業休止等）、又は（駐車位置の変更）による利用者の損害
- (11) 管理者の責によらない事由による出庫不能により利用者が被った直接損害及びその他の派生損害、間接損害等

第 23 条（利用者の賠償責任）

駐車場の利用者が本規程若しくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意若しくは重大な過失により駐車場の設備又は機器を破損した場合、以下の事項のほか、これにより管理者が現実には被った通常かつ直接の損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合、それにより喪失した合理的な営業利益を含む。）に対し利用者は賠償する。

(1) 不正行為、又は利用方法、利用規約に違反した場合、管理者は車両のチェーン施錠、駐車位置の変更（レッカー移動）等、必要な処置を講ずることができ、利用者（所有者及び同乗者を含む）は、①正規駐車料金 ②実損諸経費（チェーン施錠、レッカー移動費用、車両調査費用、機器点検費用等）を管理者に支払わなければならない。

(2) 利用者（所有者及び同乗者を含む）は、駐車場施設並びに駐車中の他の車両や利用者等に損害を与えたときは、直ちに当事者にその損害を賠償しなければならず、申告及び当該履行をしなかった場合、管理者は所轄の警察署に届け出ることができる。

第 6 章 雑則

第 24 条（個人情報取得）

管理者は、駐車場の運営にあたって、利用者から提供された個人情報については、法令等に従い適正に管理する。なお、管理者が駐車場の運営管理を委託している場合、利用者へのサービス向上を目的とし、迅速に対応するため当該委託先に提供する場合がある。ただし、当該委託先に個人情報の保護を遵守させる。

第 25 条（その他重要事項）

1. 管理者は、車両に警告書等の文書を貼り付ける場合がある。
2. 管理者は、ナンバープレートの撮像データを任意に不正の取り締まりに使用し、又は捜査等の協力のために当局に提出する場合があることを、利用者は承諾する。

3. 利用者が万が一、駐車場料金を未払いで出庫した場合、民法、刑法、その他の法令の規定に基づく一切の損害の賠償・刑罰の責任を負う。
4. 駐車場の利用者又は関係者以外の理由のない立ち入りは禁止とする。
5. 本規程は、民法 548 条の 4 の規定に従い変更する場合、ウェブサイト等を通じて周知をする。

第 26 条（本規程に定めない事項）

本規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

管理者の承諾なしに無断転載及び複製を禁じます。